

## 里庄町町道清掃草刈機燃料代等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町道の維持管理の一環としての草刈り（地域の環境保全に寄与するため、地域住民自らがボランティアとして草刈機を使用し町道の除草作業を行う活動をいう。以下「活動」という。）を行う分館に対し、予算の範囲内において草刈機の使用に要した燃料代及び草刈機使用代（以下「燃料代等」という。）の一部又は全部を助成することに関し、里庄町補助金等交付規則（平成20年里庄町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 助成金の交付対象は、町内の各分館とする。

(助成対象要件)

第3条 助成金の交付対象は、活動における燃料代等とする。

2 前項の規定にかかわらず、この告示に規定する助成金以外の助成若しくは補助を受け、又は委託を受けて行う活動については、この告示の規定は適用しない。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、使用した草刈機の台数に当該草刈機の使用時間を乗じて得た数（以下「延使用時間」という。）（複数の日程で活動を行った場合は、それぞれの日程ごとの延使用時間を合計した時間）に燃料代単価を乗じて得た額及び使用した草刈機の台数（複数の日程で活動を行った場合は、それぞれの日程ごとの使用台数を合計した台数）1台につき150円を乗じて得た額を合算した額であって、100円未満の額を切り捨てた額とする。

2 前項の燃料代単価は、町内で販売されている燃料の価格を参考に町が決定する。

3 町長は、前2項の規定により算出した全体額が予算の範囲を超えると見込まれる場合、前2項の算出過程に必要な係数を乗じ、予算の範囲内で助成金の額を決定するものとする。

(活動の実施申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする分館の代表者（以下「申請者」という。）は、里庄町町道清掃草刈機燃料代等助成金活動実施申請書（様式第1号）により町長に申請しなければならない。

(活動の承認)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、申請の内容を審査し、実施の可否を決定し、里庄町町道清掃草刈機燃料代等助成金活動実施承認（非承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(活動の中止申請)

第7条 申請者は、前条の規定による承認を受けた活動を中止するときは、速やかに里庄町町道清掃草刈機燃料代等助成金活動中止申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(活動の中止承認)

第8条 町長は、前条の規定による活動中止の申請を受けたときは、申請の内容を審査し、里庄町町道清掃草刈機燃料代等助成金活動中止承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、第6条の規定による承認を受けた活動を完了したときは、速やかに里庄町町道清掃草刈機燃料代等助成金活動実績報告書（様式第5号）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

（助成金の確定）

第10条 町長は、前条の規定による書類の提出を受けたときは、内容を審査した上で助成金の額を確定し、里庄町町道清掃草刈機燃料代等助成金交付額確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第11条 申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、里庄町町道清掃草刈機燃料代等助成金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の書類の提出を受け、助成金を交付するものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。